

託送供給約款の変更届出について

平成20年7月30日
北陸電力株式会社

当社は、本日、本年9月1日を実施日とする託送供給約款¹の変更について、経済産業大臣に届出いたしましたので、お知らせいたします。

これは、特定規模電気事業者²の方々が当社の送配電ネットワークを利用される場合に適用する負荷変動対応電力料金（インバランス料金）³等について、本年7月の電気事業分科会答申により、その算定方法に係わる省令が改正されたことを受けたものです。

主な内容は以下のとおりです。

1. 負荷変動対応電力料金（インバランス料金）

特定規模電気事業者の電気が需要者の使用量に不足する場合に、当社から不足電力を補給する電力料金については、以下のとおりとなります。

また、選択変動範囲内電力料金については廃止いたします。

(単位：円/kWh、円/kW)

変動範囲内		電力量料金		改定料金	(参考) 現行の料金
				9.42	9.05
変動範囲 超過	電力量 料金	夏季昼間		36.71	87.11
		その他季 昼間		28.54	57.84
		夜間		25.03	45.31
選択変動 範囲内	基本料金				1044.75
	電力量 料金	夏季昼間	廃止		18.31
		その他季 昼間		13.43	
		夜間		11.34	

2. 変動範囲超過電力料金⁴についての特別措置

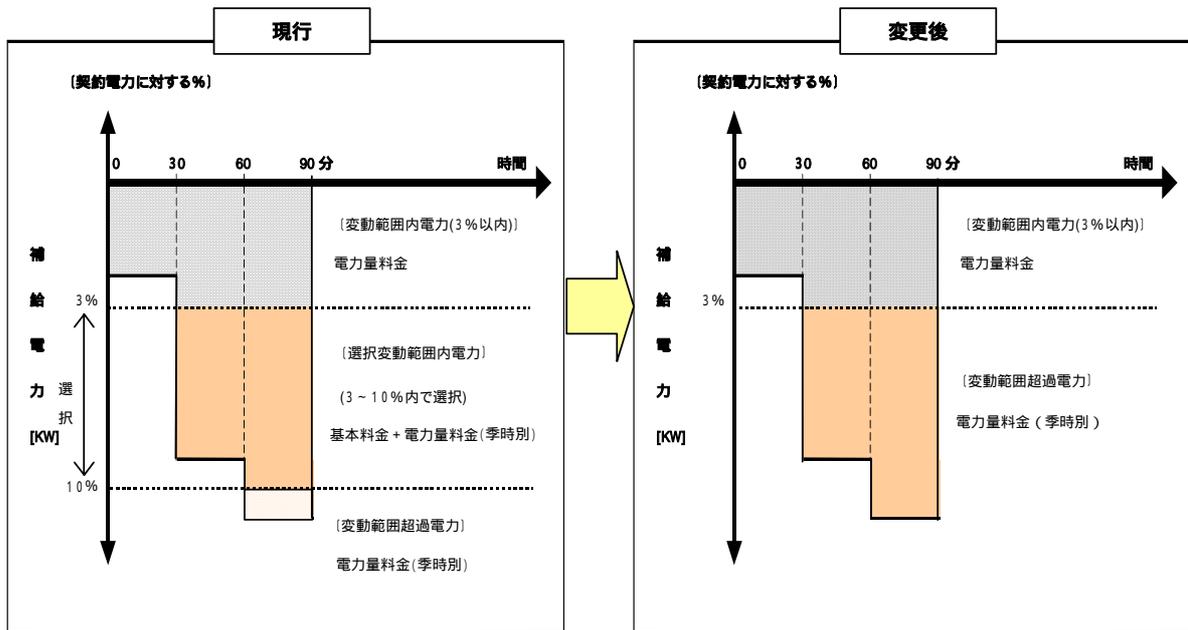
新たに接続供給⁵を希望され、当社との協議が整った特定規模電気事業者を対象に、接続供給開始後2年間に限り、変動範囲超過電力のうち一定量以下の電力量について、変動範囲内電力料金を適用する特別措置を設定いたします。

以上

【参考】用語説明

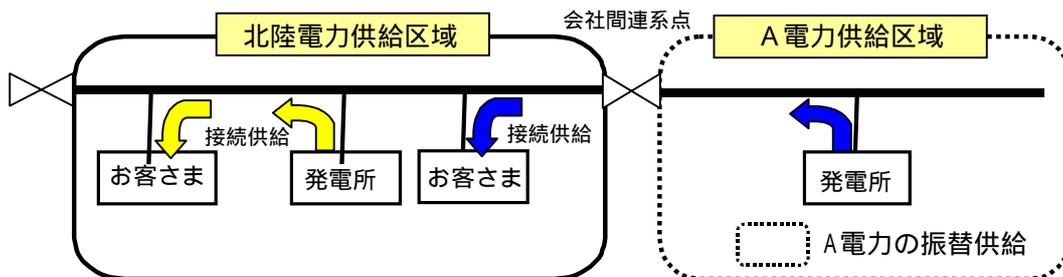
- 1 託送供給約款
電力会社の送配電ネットワークを利用する際の料金および利用条件を定めたもの。
- 2 特定規模電気事業者
経済産業大臣に届出し、自由化対象のお客さまに電気を供給する事業者（PPS）。
- 3 負荷変動対応電力料金（インバランス料金）
当社がご契約者（特定規模電気事業者等）の発電所等から受電する託送電力量が、お客さまの使用量に追従できない場合に生じる不足電力量を補給する際に適用する料金。

負荷変動対応電力料金のイメージ



- 4 変動範囲超過電力料金
変動範囲（3%）を超えて不足電力量を補給する際に適用する料金。
- 5 接続供給
当社がご契約者から受電した電気を当社の送配電ネットワークを介して、ご契約者と契約している自由化対象お客さま（原則、契約電力 50kW 以上）へ供給すること。

接続供給のイメージ



以上